

## 5 . 計画の推進

「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画		関連施策及び実施状況	
項 目	事 項	施 策	実 施 状 況
	<p>(2) 本行動計画の実施に当たっては、人権擁護施策推進法に基づき法務省に設置された、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項等を調査・審議する人権擁護推進審議会における検討結果を反映させる。</p>	<p>・人権擁護推進審議会経費(11,944千円) (法務省)</p>	<p>平成11年7月29日に「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」(諮問第1号)の答申を取りまとめた。引き続き、平成11年9月から、「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項について」(諮問第2号)の調査審議が行われている。(平成11年度は、合計16回の会議を開催)</p>